企業経営者、人事担当者のみなさまへ！商工会議所の新たな経営支援事業！

商工会議所専用

確定拠出年金プランのご案内

優れた税制優遇！

掛金は全額非課税、運用期間も課税がされません。受給時も一時金は退職所得、年金は公的年金等控除の対象です。

年金資産の持ち運び可能！

離転職時には解約することなく転職先に移換し、積立を継続します。課税は発生しません（ポータビリティ制度）

掛金額は自由に選択！

ライフプランに合わせて、月々3,000円から掛金額を選べます。掛金額の変更も可能です。

充実した運用商品ラインナップ

充実した運用商品を提供。パッシブ運用の商品で発生する手数料は業界最低水準で良質なファンドを選んでいます。

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING
ＳＢＩベネフィット・システムズ
〒105-0002　東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー15F

ご相談や各種問い合わせはこちらまで
04-7158-6111　商工会議所プラン担当者宛
流山商工会議所　〒270-0164　千葉県流山市2丁目312
受付時間：平日（祝日・年末年始除く）　10:00 ～ 18:00

POINT　１名からでも設立可能な企業型確定拠出年金

当制度は商工会議所会員が加入できる中小企業、零細企業向けの企業型確定拠出年金制度です。確定拠出年金制度は退職金制度の整備が難しい中小企業にこそ適した制度であり、近年、企業規模を問わず普及が進んでいます。*1 しかしながら、20名以下の中小零細企業では、有利な制度であるにも関わらず未だ普及が進んでいないのが現状です。

そこで、商工会議所では20名以下の会社でも導入できるよう、低コストで有利な商工会議プランの取り扱いを開始しました。従業員がいない会社では役員のみで導入することも可能です。是非、制度の導入をご検討ください。

*1 従業員30-99名の企業の確定拠出年金制度の採用率 平成20年 13.0%→平成25年 30.4%（「厚生労働省就労条件総合調査結果の概要」より）

POINT　商工会議所プランの主な特長

①希望者加入の「選択制」が基本プランです

「選択制」の制度設計は、給与などの総人件費を見直し、給与を一部減額することで、確定拠出年金の掛金の原資を捻出します。給与減額分は生涯設計手当の名称で新たに従業員に支給し、確定拠出年金の掛金を拠出する選択権を付与します。この選択権を与えることで、希望する従業員は生涯設計手当の一部もしくは全部を確定拠出年金の掛金として積み立てることが可能となりまつまり、強制加入ではなく、加入を希望した従業員だけが利用できる「財形年金」のようなイメージとなります。

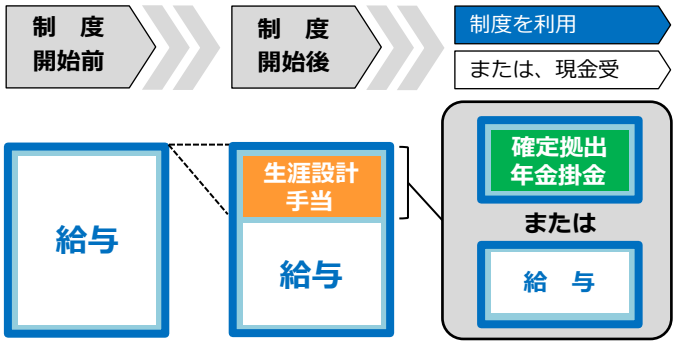

掛金は全額非課税であることに加え、場合によっては労使共に社会保険料の負担を軽減できます！

例）月給25万円の加入者が毎月1万円積み立てると（東京都）

税負担軽減（年間）	7,700円
社会保険料負担軽減（年間）	33,936円

加入者にとっては年間で**約４万円**の負担軽減となり、事業主にとっても労使折半の負担については軽減されます。

②効率的な老後の資産づくりを実現します

掛金が全額非課税、社会保険料の算定からも外れるため、実際の利回り以上の積立効果を得ることができます。

モデルケース）年齢30歳 月額給与30万円 毎月の掛金拠出額2万円 想定利回り2.0% で30年間（60歳まで）積み立てた場合

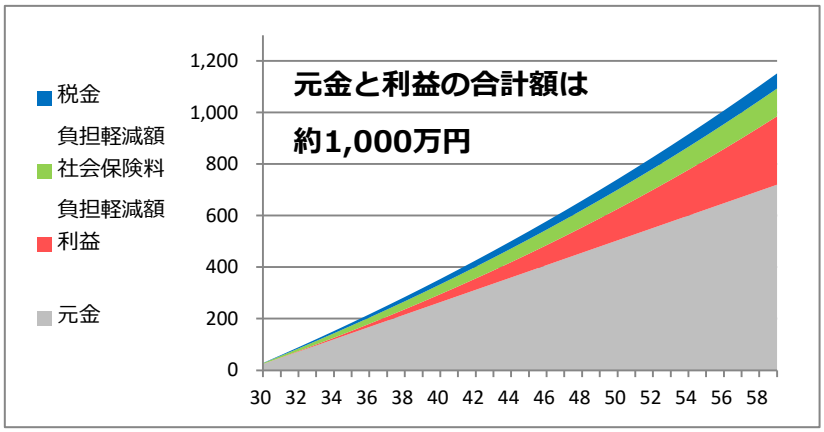

年間６６万円まで全額非課税で積み立てることができます！

積立期間が長いほど複利の効果が発揮されます。（運用成績によっては元本を下回ることもあります）。当プランの大きなメリットは掛金が全額非課税で積立可能なことです。モデルケースでは元金総額720万円に対して、税金の軽減額が約59万円となり、これだけでも約8%の運用利回りを得ることと同様の効果が期待できます。

＜想定利回り別給付例表＞　　（単位:円）

	1年間	10年間	20年間	30年間	40年間
積立元本合計	240,000	2,400,000	4,800,000	7,200,000	9,600,000
1.0%	241,304	2,525,100	5,315,651	8,399,558	11,807,661
3.0%	243,936	2,801,815	6,582,455	11,683,875	18,567,493
5.0%	246,600	3,118,586	8,254,926	16,714,528	30,647,571

当給付例表は、表示されている利率で運用継続できた場合の給付額を記載しているものであり、その利率や金額を将来に渡って保証するものではありません。

POINT 確定拠出年金制度とは

確定拠出年金法にもとづく企業年金制度です。公的年金を上乗せする会社の年金制度となります。会社が負担する掛金は全額福利厚生費
損金と認めれ、個人ごとの確定拠出年金口座に拠出されます。加入者の口座に拠出された掛金は加入者の所得扱いとならず、
課税は60歳以降の給付時まで繰り延べされます。原則60歳で受給権を取得し、年金もしくは一時金で受け取ります。

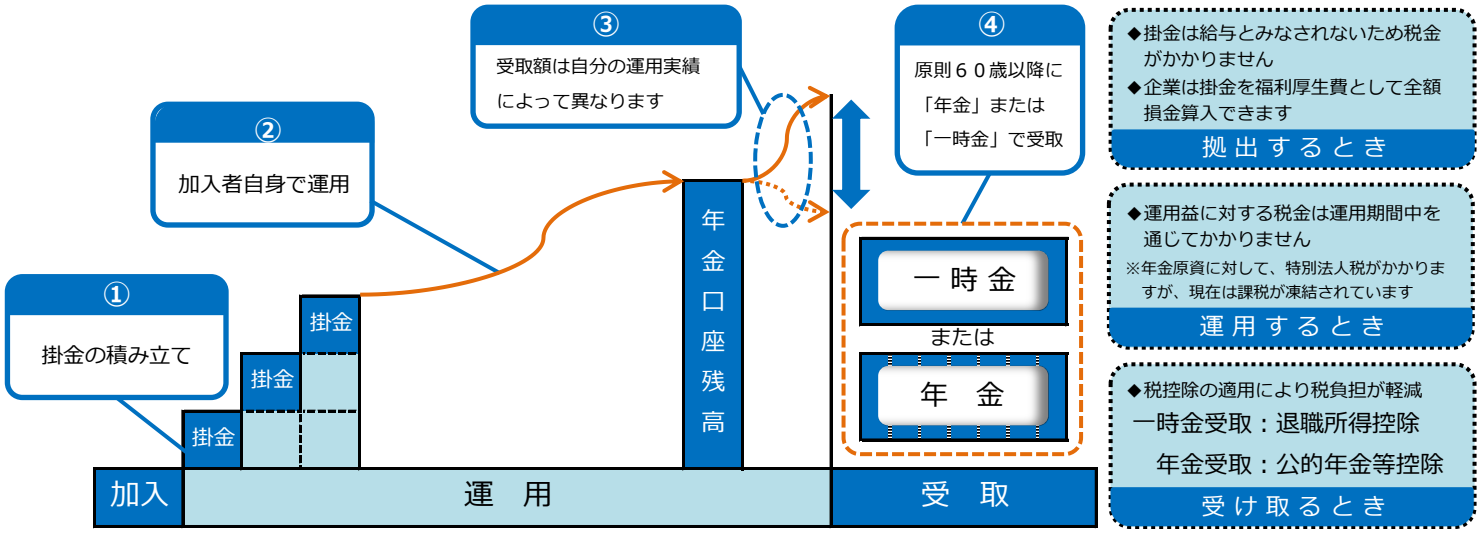

POINT 制度運営の仕組み

制度の運営はＳＢＩベネフィット・システムズ（運営管理機関）、年金資産の管理はみずほ信託銀行（資産管理管理機関）が担当します。商工会議所は加入者の登録や退職の手続きなど事務の取りまとめ業務を担当します。
これにより、制度運営コストの大幅な軽減と事務負担の軽減が実現されており、加入事業所は安心してご利用いただけます。

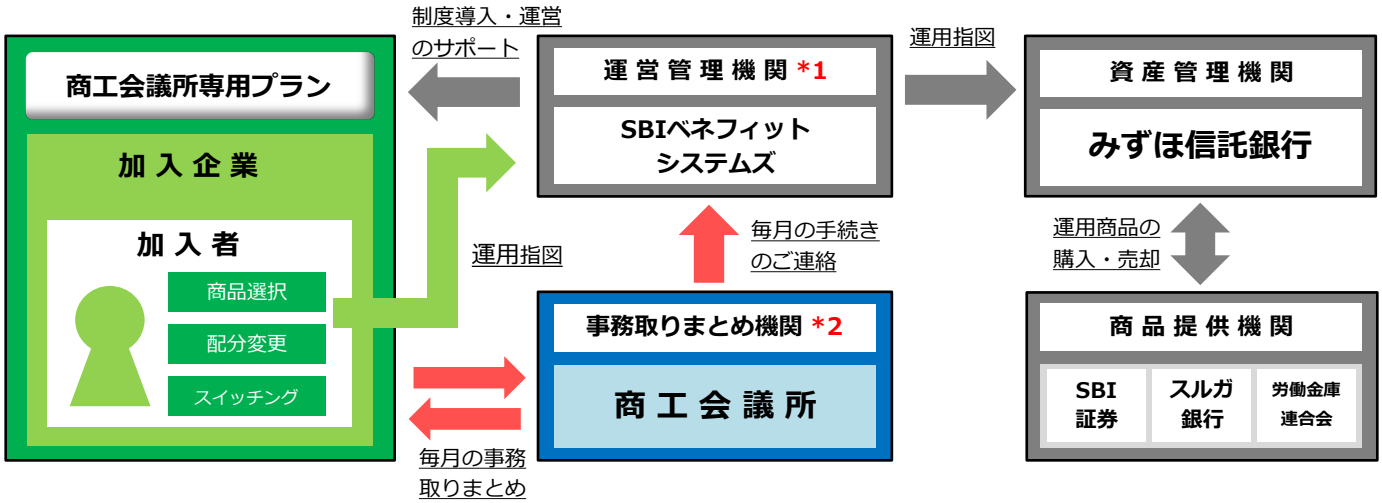

*1 運用商品の提示や情報提供、運用指図の取りまとめ（運営関連業務）、加入者情報の記録・保存・通知・裁定、給付の指示（記録関連業務）を主な業務として行う運営管理の専門機関です。

*2 加入者情報や掛金額の登録および変更の申出を事業主に代わって行います（加入後の運用商品の変更などは加入者自身で行います）。

POINT 割安な手数料で誰でも制度が利用可能

金額の表示は全て税抜です

加入者数	初期費用	経常費用（月額）
5名	70,000 円	6,500 円
10名	85,000 円	8,000 円
30名	145,000 円	14,000 円
50名	130,000 円	20,000 円
100名	155,000 円	35,000 円

＜資産管理手数料＞

半年毎に商工会議所プラン全体の手数料が平均資産残高によって決定され、加入企業ごとの平均資産残高で案分され課金されます。（手数料例：プラン全体の資産が5億以下の場合の手数料は平均資産残高の0.1%）

＜収納代行手数料＞

月額300円（税抜）
ご登録の金融機関口座より口座振替する際の手数料です。

確定拠出年金　制度概要

加入資格	加入日時点で６０歳未満の厚生年金被保険者であること。企業型年金規約で掛金の拠出年齢を60歳以上65歳以下の一定年齢で定める場合には当該年齢に達するまで。
掛　金	掛金は最低5,000円より5,000円、10,000円、15,000円、20,000円の４つのコースから選択できます。 掛金額の選択コースは自由に選択でき、変更も可能です。 ただし、一度掛金の拠出を開始すると掛金を０円には変更できません。
掛金の払込	加入者が選択した掛金は当月分を翌月末までに加入者の確定拠出年金口座に拠出されます。
資産の払出し	資産を積立途中で払い出すことは原則できません。
受給権	以下の要件を満たした場合、給付を受けることができます。 ■老齢給付金　原則60歳で受給権を取得します。（企業型年金規約で資格喪失年齢を60歳以上65歳以下の一定年齢で定めた場合にはその年齢）受取方法は年金受取と一時金受取より選択します。 ■障害給付金　加入者期間の年数に関わらず、70歳に到達する前日までに所定の高度障害状態になった場合、お受け取り可能です。受取方法は年金受取と一時金受取より選択し、非課税受取となります。 ■死亡一時金　加入者期間の年数に関わらず、お亡くなりになられた場合、ご遺族によるお受け取りが可能です。（年金受取中の方がお亡くなりになられた場合で、未受給分の年金原資があるとき、その未受給の請求を含みます。受取方法は一時金受取のみで、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。） ■脱退一時金　法令上、原則的に60歳以前の途中引き出しは認められていませんが、例外として、定められた受給要件があります。該当する要件をすべて満たしている場合に限り請求が可能となっています。
税務上の取扱い	
掛　金	確定拠出年金の事業主掛金は福利厚生費として損金算入が認められています（法人税法施行令第135条）。 確定拠出年金の事業主掛金は給与所得とみなされず非課税となります（所得税法施行令第64条）。
運用期間中	運用期間中の資産に対して発生した利益については非課税となります（所得税法176条）。 資産に対して特別法人税として年率1.173%課税されますが、社会状況を鑑み、現在課税は凍結されています。
受 取 時	【一時金受取の場合】 退職所得となり退職所得控除の対象となります。 課税退職所得の計算：（退職所得－退職所得控除額）×1／2 【年金受取の場合】 雑所得となり公的年金等控除の対象となります。 受取金額の7.5%の源泉徴収が行われます。 また他の公的年金等と併せて公的年金等控除が適用されます。 一年間の総所得に基づく所得税額との差額について確定申告を行ってください。 課税所得の計算：公的年金等の収入金額－公的年金等控除額
自動移換	退職などで加入者資格を喪失した場合、資産を個人型または他の企業型確定拠出年金へに移換、もしくは脱退一時金の請求を6ヵ月以内に行わないと、その資産は現金化され、国民年金基金連合会に自動的に移換されます（確定拠出年金法第83条）。自動移換されると、特定運営管理機関手数料や管理手数料、国民年金基金連合会手数料をご負担いただくことになりますのでご注意ください。自動移換された場合のデメリットは以下が挙げられます。 （1）特定運営管理機関手数料や国民年金基金連合会手数料、管理手数料が資産から控除されます。 （2）自動移換となると、その間は運用することができないので、各種手数料だけが控除されて資産が目減りします。 （3）自動移換されたままでは、老齢・障害給付金が受け取れません。 （4）自動移換の期間は加入期間（通算加入者等期間）とみなされないため、受給開始時期が遅くなる場合があります。

運営管理機関であるＳＢＩベネフィット・システムズでは、中立的な第三者機関を活用し、定量・定性分析を実施し、専門的知見に基づき、運用商品を選定しております。商品については継続的にモニタリングし、品質維持を行っておりますが、事業所ごとに商品ラインナップ変更することはできません。

＊当資料は確定拠出年金制度の概要をご紹介するものであり、各金融商品の勧誘を行うものではありません。詳細につきましては当社コールセンターへお問い合わせください。

＊当資料は2016年1月現在の制度、税制に基づいて作成しております。今後、記載内容に変更が生じる可能性がありますこと、ご了承願います。

ＳＢＩベネフィット・システムズ株式会社

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

〒105-0002
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー15F

<お問い合わせは「確定拠出年金担当者」まで>

流山商工会議所　04-7158-6111